

# 兵庫県立出石高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立出石高等学校

## 1 学校の方針

「兵庫が育む ところ豊かで自立する人づくりー「未来への道を切り拓く力」の育成ー」の基本理念の下、人間尊重を基本として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」などの調和を図りながら、夢や志を抱き未来を切り拓く生徒たちの「生きる力」を育む。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し未然防止や早期発見に取り組むと共に、認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的考え方

本校は、加藤弘之東京大学初代総理をはじめとする多くの学者や芸術家等を輩出した城下町出石に位置し、創立百有余年にわたる歴史と伝統のうえにさらなる発展を築くため、地域のリーダーの育成をはじめ、一人一人の生徒をその個性に応じて伸ばす教育活動を行っている。しかし、近年の但馬地域の過疎化と少子化の進行、交通アクセスの悪さ等により、定員を満たせず学級減が進み、生来のルーツや価値観などの面で多様な生徒が増加している。

学校教育目標の実現のため、地域との結びつきが強い風土を生かし、地域行事への積極的なボランティア参加等による「ふるさと貢献・活性化活動事業」を実施し、積極的な情報発信を行いながら、学校・家庭・地域相互の連携を強化し、生徒の学力向上と進路実現を図ることにより、地域の変化に対応しつつ、生徒・保護者等・地域から信頼される学校づくりを推進している。

このようななか、すべての教職員が「いじめは、どの学級にもどの学校にも起こる」との認識を持ち、生徒相互が好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。少なくとも学期に1回、また必要に応じて「いじめに関するアンケート」を実施し、そのアンケート結果を参考に面談し、個々の生徒にきめ細かく対応する体制や早期発見・早期対応に向けた取組を行う。

## 3 いじめの防止等の指導体制、組織対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制など校内組織及び連携する関係機関を定める。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。そのため、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、未然防止・早期発見のための姿勢を絶やさず指導に当たる。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修などを行う。

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を定める。

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態とは

重大事態とは「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとも認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、例えば、心身に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等のケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

##### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに保護者等、県教育委員会に報告すると共に、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

#### 5 その他の事項

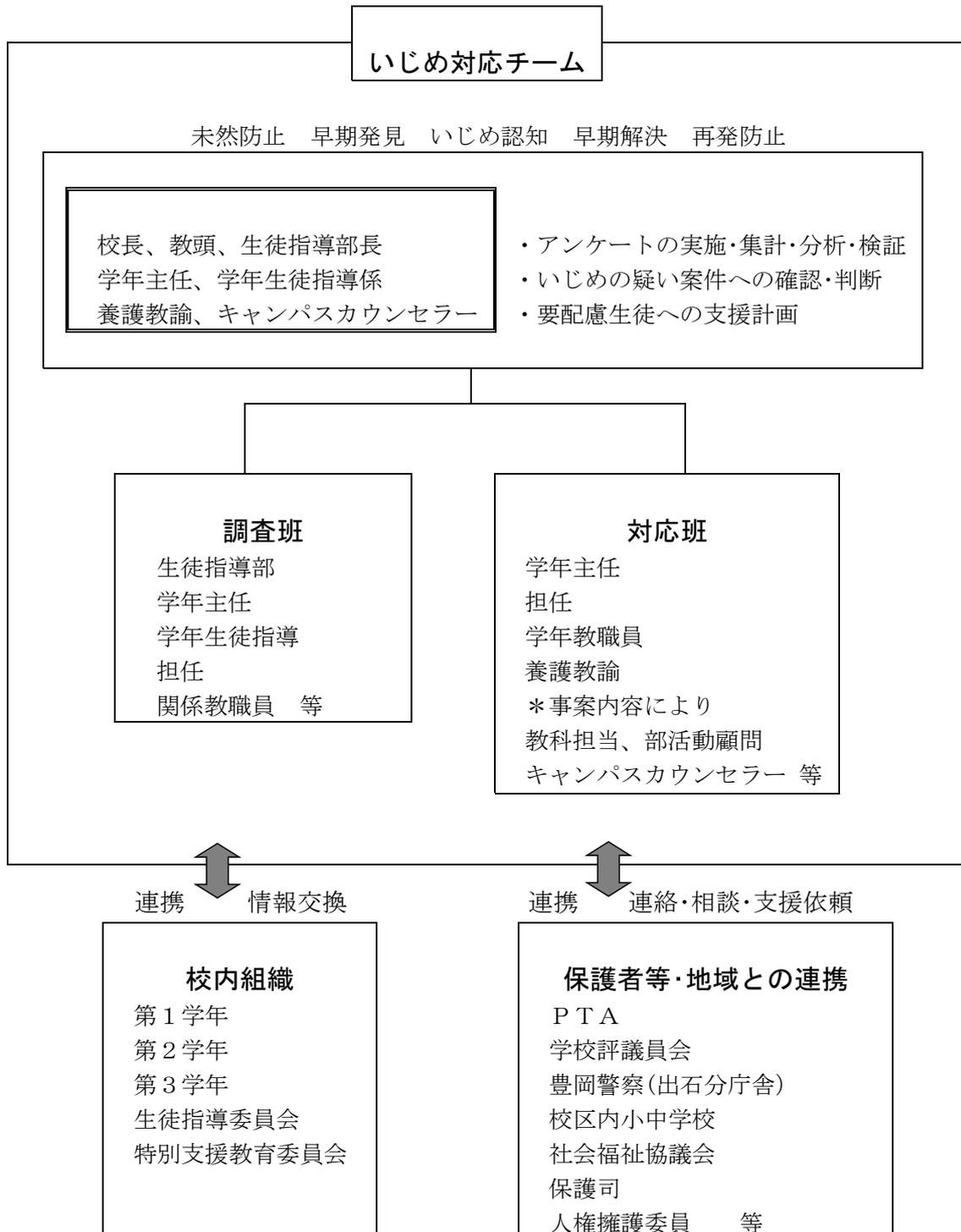
信頼される学校づくりを推進する本校は、これまでも情報発信に努めてきたが、いじめ防止等についても、地域と共に取り組む。策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者等や地域に情報発信に努める。

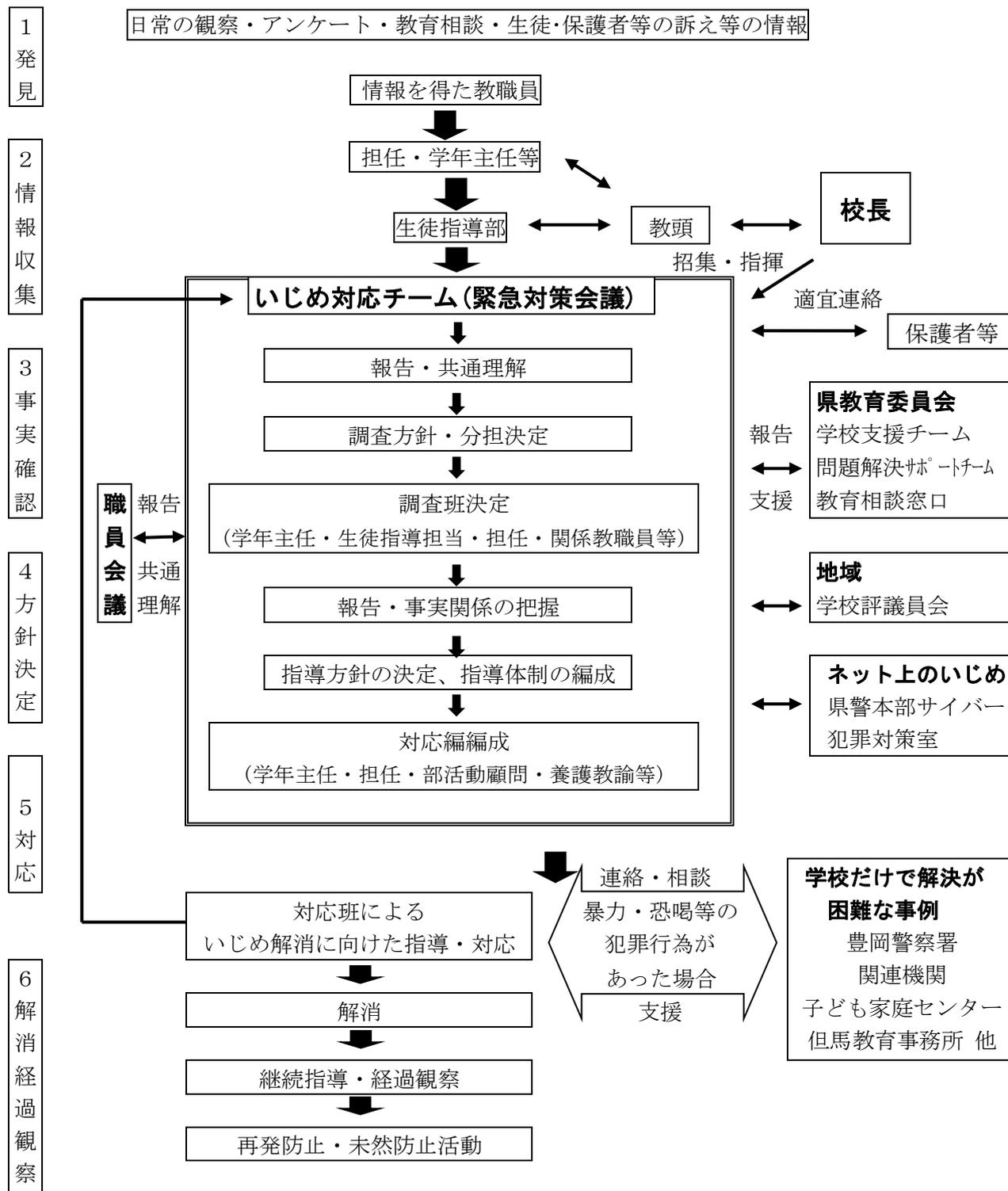
また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者等、地域住民等からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

**校内指導体制及び関係機関**

別紙1

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。（ネットを利用したいじめにも対応する）





\* 1 発見 2 情報収集 3 事実確認 4 方針決定 は迅速に行う。即日対応が望ましい。

**生命又は身体の安全がおびやかされるような重大事態が発生した場合**

- 速やかに保護者等、教育委員会や警察等の関係機関に報告する。
- 教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者等の会を実施する。
- マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。